

藤沢市教育委員会 2 月定例会会議録

日 時 2015 年（平成 27 年）2 月 4 日（水）
午前 9 時 30 分
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
 - (1) 議案第 3 9 号 市議会定例会提出議案（平成 26 年度藤沢市一般会計補正予算（第 7 号））に同意することについて
 - (2) 議案第 4 0 号 市議会定例会提出議案（平成 27 年度藤沢市一般会計教育予算）に同意することについて
 - (3) 議案第 4 1 号 市議会定例会提出議案（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定）に同意することについて
 - (4) 議案第 4 2 号 市議会定例会提出議案（藤沢市教育長の職務に専念する義務の特例その他の勤務条件に関する条例の制定）に同意することについて
 - (5) 議案第 4 3 号 市議会定例会提出議案（藤沢市指導主事に充てた教員の給与等に関する条例の廃止）に同意することについて
 - (6) 議案第 4 4 号 市議会定例会提出議案（藤沢市子どもをいじめから守る条例の制定）に同意することについて
 - (7) 議案第 4 5 号 市議会定例会提出議案（藤沢市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）に同意することについて
 - (8) 議案第 4 6 号 市議会定例会提出議案（藤沢市アートスペース条例の制定）に同意することについて
 - (9) 議案第 4 7 号 藤沢市立学校教職員人材育成基本方針の策定について
 - (10) 議案第 4 8 号 藤沢市スポーツ推進計画について
- 5 その他
 - (1) 藤沢の支援教育について
 - (2) 中学校給食試行開始後のアンケート調査結果について
 - (3) （仮称）ふじさわ宿交流館及び（仮称）藤澤浮世絵館の整備概要について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗
2 番 小 竹 伊津子
3 番 阪 井 祐 基 子
4 番 関 野 真 一 郎
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育次長	渡 部 敏 夫	生涯学習部長	中 島 直
教育部長	吉 田 正 彦	生涯学習部参事	上 野 進
教育部参事	小 林 誠 二	生涯学習部参事	川 俣 誠
教育部参事	杉 山 哲 己	生涯学習部参事	小 野 政 行
教育部参事	村 上 孝 行	生涯学習部参事	松 井 洋 二
教育部参事	神 尾 友 美	教育指導課長	小 木 曾 貴 洋
学校施設課長	佐 藤 謙 一	教育文化センター長	上 條 茂
教育総務課主幹	佐 藤 繁	生涯学習総務課主幹	藤 本 広 巳
教育総務課主幹	田 邊 義 博	スポーツ推進課主幹	牧 野 行 雄
学校教育企画課主幹	石 井 宏 樹	教育指導課主幹	松 原 保
学校給食課主幹	村 越 恭 子	生涯学習総務課課長補佐	中 川 あをい
学校教育企画課指導主事	鹿 兒 嶋 英 克	教育指導課指導主事	北 野 博 三
教育指導課指導主事	町 田 一 郎	学校給食課課長補佐	藤 岡 健 一
書 記	西 山 勝 弘		

午前9時30分 開会

井上委員長

ただいまから藤沢市教育委員会2月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、1番・吉田委員、2番・小竹委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、1番・吉田委員、2番・小竹委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりの承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長

それでは、このとおりの承することといたします。

議事に入ります前に、議案第39号市議会定例会提出議案(平成26年度藤沢市一般会計補正予算(第7号))に同意することについて、議案第40号市議会定例会提出議案(平成27年度藤沢市一般会計教育費予算)に同意することについて、議案第41号市議会定例会提出議案(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定)に同意することについて、議案第42号市議会定例会提出議案(藤沢市教育長の職務に専念する義務の特例その他の勤務条件に関する条例の制定)に同意することについて、議案第43号市議会定例会提出議案(藤沢市指導主事に充てた教員の給与等に関する条例の廃止)に同意することについて、議案第44号市議会定例会提出議案(藤沢市子どもをいじめから守る条例の制定)に同意することについて、議案第45号市議会定例会提出議案(藤沢市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)に同意することについて、議案第46号市議会定例会提出議案(藤沢市アールスペース条例の制定)に同意することについては、藤沢市議会定例会への提出議案であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項のただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長

ご異議がないようですので、議案第39号、第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号は、後ほど非公開での審議と

いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

これより議事に入ります。

議案第 47 号藤沢市立学校教職員人材育成基本方針の策定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

杉山教育部参事

議案第 47 号藤沢市立学校教職員人材育成基本方針の策定について、ご説明いたします。この議案を提出いたしましたのは、藤沢市立学校教職員の人材育成を図るため、その基本方針を定める必要によるものです。なお、本日は、別紙資料 1「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針（案）」、別紙資料 2「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針案（概要）」をあわせてご参照いただきたいと思います。

策定の背景は、昨年来、本市の研究・研修の拠点である教育文化センターのあり方について、教職員、学校、教育委員会が連携し検討を重ねてまいりました。その中で、今日の教育課題に的確に対応していくためには、教職員一人ひとりの専門性や対応能力等、自ら学び続ける意欲や姿勢の啓発が必要であり、そのための資質能力の向上に取り組むことが重要であるとの考えから課題を整理するとともに、教育委員会内部の連携を図り、体系化された研修を通じて本市の目指す教職員人材の育成を図るための基本方針を策定したものです。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。（資料 1 参照）

「目次」ですが、方針については大きく 8 つの章から構成し、資料として市立学校職員に対して市及び県が行う研修等を記載しております。

1 ページ、「はじめに」では、教育現場における現状を踏まえて本市の人材育成の課題を 5 つに整理し、基本方針をもとに教職員、学校、教育委員会が一体となって計画的、組織的に取り組むといたしました。

3 ページ、「Ⅰ 教職員の人材育成の目的」では、教職員一人ひとりの資質能力の向上を目的に掲げ、この達成に向けて教職員、学校、教育委員会の三者が目的意識を共有し、人材育成を効果的に進めていくといたしました。

4 ページ、「Ⅱ 教職員に求められる資質能力」では、「学校教育ふじさわビジョン」に基づく本市の教育理念とめざす教師像を掲げるとともに、教職員に求められる資質能力を整理いたしました。

6 ページ、「Ⅲ キャリアステージごとに求められる資質能力や役割」では、経験年数に応じて求められる資質や役割を整理し、必要な能力を計画的に育成していくことを掲げました。

8 ページ、「Ⅳ 本市における教職員の人材育成基本方針」では、教職

員の人材育成に向けた方向性を記載のとおり、4つの基本方針としてまとめ、この基本方針に基づき教育委員会が行う教職員の研修や諸会議、学校訪問さらに各学校における校内研修やOJTなどを通して、学校と教育委員会が一体となって教職員の人材育成に取り組むといたしました。

10 ページ、「V キャリアステージごとの人材育成の取組」では、経験年数に応じた資質や能力を身につけるための具体的な取組をキャリアステージごとに整理をいたしました。

13 ページ、「VI 人材育成の課題に対する教育委員会の取組」では、教育委員会の各課が連携して取り組むことで、より有効な校外研修となるよう、経験年数やキャリアステージに応じた教職員の研修体系を整理いたしました。

15 ページ、「VII 藤沢市立学校教職員校外研修体系図」では、これまでご説明した内容をもとに、キャリアステージごと、また、実施主体ごとに実施する具体的な研修内容を体系化いたしました。

16 ページ、「VIII 人材育成に関連するその他の取組」では、教職員が持つ資質能力を十分に発揮するためには、働きやすい職場環境の整備、心身ともに健康であることなど、仕事と私生活の両立が欠かせないとし、教職員が教育活動に専念できる環境の整備や健康管理等の必要な取組についても併せてすすめていくといたしました。

17 ページ以降については、方針の具体化に向けまして、市立学校職員に対して市及び県が行う研修等を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

なお、今後については、3月に校長会で報告をするとともに、4月以降、すべての教職員に方針の内容を理解していただくため、それぞれの学校において、本日配布の別紙資料2「藤沢市立学校教職員人材育成基本方針（案）概要」版等も活用しながら、計画的に教職員の人材育成に取り組みたいと考えております。

それでは、議案書を読み上げます。（議案書朗読）

井上委員長

事務局の説明が終わりました。議案第47号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員

人材育成の見える化をされたすばらしい取り組みだと思いますが、藤沢市の考えとして道徳教育をどのようにとらえているのか。また、そのための人材育成はどのようにしていくのか、教えてください。

もう一点は、昨今、コミュニケーションが取りにくい子どもと教師、家庭と教師のコミュニケーション能力の向上は必須だと思います。今、企業の中においてもコーチングやファシリテーションなどの技術を養う研

修などが行われておりますが、今回の人材育成の計画にはコミュニケーション能力の向上について、どのように考え、取り組まれるのか、お知らせいただきたいと思っております。

小木曾教育指導課長 道徳教育の研修について、教育指導課では15ページの研修体系図をご覧くださいますと、「道徳の研究授業及び研究協議」において、教職員2年、3年経験者研修の中で道徳の研修を全員に行っております。道徳の授業を要とした授業を行っていただいております。日ごろ、先生方は道徳以外のところでも規範意識等について日常生活の中で行っておりますけれども、この2年、3年経験者研修の中で扱っているのが実態です。

上條教育文化センター長 2つ目のコミュニケーション能力の向上ですが、今、学校において言語活動の充実ということで、各教科において言語活動を充実させる取組をしております。その中で子どもたちのコミュニケーション能力、発表能力等を育成するため各教科で工夫し、取り組んでいるところです。そういった指導に係わる研修、学校訪問あるいは教員の指導研修なども行いながら、子どものコミュニケーション能力の充実に向けた取り組みをどのように推進して行ったらいいかというようなことも含めて研修を進めていく考えでおります。

吉田委員 道徳教育の関係ですが、研修といってもいろいろな形があるのですが、2年、3年の研修は実践研修で、授業を主体としています。授業をどのように行っているのか、指導主事が実際に参観し、その上で授業研究をするという形で、実践をもとにしている研修です。

それからコミュニケーション能力については、4年の研修のところに「行事・授業づくり等の企画」があります。こちらは先生方のプレゼンテーション能力を高めるための研修で、自分が発案したものをいかに伝えるかということの研修です。今、体系的に全部見直しをして、来年度も研修するかどうか、検証をしているところですけれども、まず、先生方が実際にそういった能力を身につけて、なおかつ教育文化センターで行う研修の中にコーチングというようなことも取り入れる工夫をしながら、子どもたちが実際に、コミュニケーションをどうやって行っていったらいいかを授業の中で学ぶ状況をつくとともに、先生方も研修を受けて、自らもコミュニケーションに力を身につける状況をつくっていくというような考えで行っている状況です。

阪井委員 昨今の道徳教育は、規範意識の形成に主眼が置かれていると思うのですが、子どもはかけがえのない1人として自己有用感を持ったり、自分の人生をどのように過ごしていくのか、夢や希望、立志というところも道徳教育に係わる問題だと思います。子どもが自己有用感を持ち、学びたいとい

う姿勢を育むような道徳教育であって、規範意識を高めるために指導されたり、注意されることが多くなって、自己価値観を見出せなくなってしまうような内容の道徳教育であればいいと思います。

もう1つのコミュニケーションについて、教師のメンタル的な悩みもお聞きいたしましたが、授業中でのコミュニケーション能力もさりながら、問題を発見し、解決する能力がこれからの先生方には必要になってくるのではないかと考えます。子どもたちが問題を抱えていることを発見し、それをともに解決してあげられる先生になっていただけたら、いじめや悩んでいる子どもたちのためにもなると思います。このように体系づけて考えられるのはすばらしいと思いますので、今後も具体的などころで指導体系をつくっていただけたら嬉しいと思います。

井上委員長 道徳あるいはコミュニケーション能力の醸成ということについては、体系づけて教育指導していくことが重要かと思っておりますので、よろしくお願いたします。

関野委員 今までもこういった研修はやられていたと思うのですが、このように体系づけて、次の年度から新しく始まるものがどれなのかを教えてください。

上條教育文化センター長 15 ページの体系図ですが、本市の5つの課題、経験の浅い教員が増えてきていることでの充実とか、ミドルリーダーの育成、校内研修のOJT、総括教諭の意識向上あるいは管理職の強化というような5つの課題に照らして、見直しを行ったのが、教育指導課にあります12年の経験の者に対する研修をここに位置づけました。今までは20年経験のところで行っていた研修ですが、ミドルリーダーの育成が本市の課題であるというようなことから、そういった見直しをしております。20年ぐらいの教員ですと、学務保健課の学校運営研修にあたっていくということで、重複していく年代の教員もいるだろうということで、それぞれの課でやっていたものを教育委員会全体で体系的なところに落とし込んで見直しをしております。教育指導課の12年経験と学務保健課の総括教諭に対する学校運営研修を位置づけております。

それから臨時的任用職員及び非常勤職員等においても、教育文化センターで行う希望研修も受けられるようにしていこうということもあります。

吉田教育部長 補足ですが、経験の浅い教員に対する育成は非常に重要な部分になっております。ここでは新たに学校人材育成支援員といった非常勤職員を教育文化センターに設置して、研修における講師として活用します。また、学校の要請に応じて訪問し、必要に応じた支援を行うということで、実際に若い職員に来てもらっての研修と、この支援員が学校に行って、直接授業を見て学校長と話し合いながら、課題の解決、そして人材の育成に努める

といった制度も考えております。

関野委員 O J Tというのは具体的にどのような感じでやられるのですか。今、学校人材育成支援員は学校を訪問してという話に絡んでくるのかと思いますけれども、O J Tの具体的な手法がわかれば教えてください。

上條教育文化センター長 O J T (On the job Training) は、職員が校内において職務を通じて力をつけていくというようなことですが、やり方については学校によります。例えば若い教員に先輩の教員がペアを組んで、日常、相談に乗ったり、指導をしたりというようなケースもあります。あるいは経験5年ぐらいまでの校内の若手を集めて、1ヵ月に1回、勉強会なり、研修会なりを開いて、実際に今、学校で起きている課題あるいはテーマを決めた研修を行っていく方法もあると思いますし、経験年数にもよりますが、学年単位であるとか、若手単位であるとか、グループでの共同研究を通じて学習指導の方法、生徒指導の課題に対して、どう取り組んでいくのかを考えたりするような研修が考えられます。その辺は学校の職員の事情もありますし、若手の構成人数にもよってくると思いますので、そこは学校で選んでやっていただきたいというところです。また、学校人材育成支援員を派遣することによって学校の取り組みをサポートしていきたいと考えております。

関野委員 O J Tは学校単位でプログラムを考えて決めるのですか。

吉田教育部長 学校自体で決めることも当然あります。学校の要請に応じた学校訪問、これは学校人材育成支援員も行きますけれども、指導主事も学校訪問を行いまして、O J Tは校内研究という形で学校の中で職員がいろいろ課題を見つけ、学校全体の課題であるとか授業力の向上といったことを進めていますが、学校の要請を受けて、そこのところに指導主事が入っていく、そして学校全体の研修のあり方、進め方を考えていく、そして指導をしていくといったこともあわせていきます。重複になりますが、学校人材育成支援員は個別ということ、そして教育指導課が出します指導主事につきましては、個別もあるし、学校全体がO J Tであるとか、研究の支援、指導をしていくという二本立ての形になっております。

関野委員 O J Tと聞いて不安になりましたのは、一般企業だとO J Tというのはただの仕事みたいなことがすごくあって、現場任せにすると、ただ仕事をしているだけというパターンが往々にしてあるのかなと思うので、ぜひ教育指導課が主導で学校にどんどん入り込んでいって、その辺のプログラムづくりから何からやっていただけたらいいかと思います。

吉田委員 恐らくそこを危惧されていて、学校がばらばらになってしまうと、せっかくつくったにもかかわらず、それぞれの学校はまた違うことをやり始め

ては、昨年 11 月の教育委員会定例会に報告し、承認をいただき、12 月市議会定例会の子ども文教常任委員会において、基本計画となる藤沢市スポーツ推進計画「みらいふじさわスポーツ元気プラン」素案についてご報告いたしました。その際にいただいたご意見や今回実施したパブリックコメントでのご意見を踏まえて、スポーツ推進計画の基本計画をまとめたものです。今後、この基本計画に基づき本年 4 月から実施計画を作成してまいりますので、その基本的な考え方について、併せてご報告するものです。(資料参照)

1 スポーツ推進計画（基本計画）について

(1) パブリックコメントの実施結果ですが、実施結果の詳細については、議案書 41 ページから 44 ページの資料 2 をご参照ください。アの実施期間は平成 26 年 12 月 20 日から平成 27 年 1 月 19 日までの 1 ヶ月間です。イの意見提出人数は 5 名で、意見件数は 14 件でした。ウの提出された主な意見は、(ア) 小学生の体力低下の原因としてあげられている、幼少期の運動経験(遊び)不足に対する対策を計画に反映すべき。(イ) 従来の「する」スポーツだけでなく、スポーツを「支える」こと、スポーツを「観て」楽しむことなども含め、スポーツに関する全ての行動がスポーツの推進に繋がる、と表現すべきである。(ウ) この計画が実現できるよう期待する、などがありました。このうちの (ア) と (イ) のご意見については、基本計画に反映しました。

(2) 素案からの主な修正点について、これらは 12 月市議会定例会の子ども文教常任委員会やパブリックコメントで寄せられたご意見を参考に、表現の見直しや追加を行ったものです。なお、修正後のスポーツ推進計画「みらいふじさわスポーツ元気プラン」の本文については、資料 3 に、また、修正箇所や修正前後の表現などの詳細については、資料 4 の新旧対照表にまとめておりますので、ご参照いただきたいと思います。(資料 3、資料 4 参照)

主な修正点として「序章」では、アとして、パブリックコメントの意見を反映して、スポーツに関する全ての行動がスポーツの推進に繋がると記載しました。

第 1 章の「生涯スポーツ活動の推進」では、イとして、本市のスポーツ実施率の目標設定について、国のスポーツ基本計画に合わせて、週 1 回以上スポーツを行う実施率を 65%、週 3 回以上の実施率を 30%として、第 1 章のリード文に追加いたしました。

ウとして、子どもたちの健康・体力づくりに向け、幼少期を対象とした事業等、多様な事業を開催していくことについて記載を加えました。

エとして、地域における人材の活用を進めることで、学校運動部活動の指導者養成等に努めることなどについての記載を加えました。

オとして、総合型地域スポーツクラブが、地域の様々なスポーツ活動の拠点として継続が図れるよう、行政の側面的な支援を進めることについて、記載を加えております。

カとして、幅広い青少年教育の観点から、科学的な根拠に則った適切なスポーツ指導の徹底などに努めることについて記載を加えております。

第2章「スポーツ施設の整備・充実」では、キとして、民間スポーツ施設に限らず、大学、高校などあらゆる施設や機会をスポーツ活動の対象と捉え、様々な活用方法について検討・工夫や調整を行うことについて記載を加えました。

次に、「2 スポーツ推進計画（基本計画）に基づく実施計画について」では、（1）実施計画に記載する項目については、現行の実施計画の項目に記載している、事業名、事業の目的及び内容に加え、新たに事業計画スケジュールや事業目標及び成果を記載してまいります。また、事業目標及び成果については、事業ごとに目標値を設定するなど、できるだけ達成度が分かりやすくなるよう数値化に努めてまいります。（2）実施計画に盛り込む事業については、基本計画の構成に従い、それぞれ柱立てごとに事業を分類し、掲載いたします。その際に、現在の実施計画において取組を進めている事業については、再度検証を行い、見直しを図ってまいります。また、この間の社会環境の変化等を踏まえた、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした事業をはじめ、アからキに記載した事業を加え、実施計画としてまとめてまいります。

最後に、「3 今後のスケジュール（予定）」は、本年4月に実施計画の見直し部会をスポーツ推進審議会に設置し、ご意見を伺いながら実施計画案を作成し、この実施計画案を7月のスポーツ推進審議会に説明した後、8月の教育委員会定例会に議案として上程し、ご承認を得た後に、9月市議会定例会の子ども文教常任委員会にご報告し、10月から実施計画をスタートする予定です。なお、この実施計画については、平成32年までの計画として策定をいたしますが、この間に、藤沢市市政運営の総合指針の改定等があった場合には、見直しを図っていく予定です。

それでは、議案書を読み上げます。（議案書朗読）

井上委員長

生涯学習部の説明が終わりました。議案第48号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

詳細な計画を企画されておりまして、スポーツ選手そのものを育てるということもありますが、藤沢市全体の子どもたちのスポーツにまつわる健

康維持等にも反映するような計画であってほしいと思っております。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、議案第 48 号藤沢市スポーツ推進計画については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長 その他に入ります。

(1) 藤沢の支援教育について、事務局の説明を求めます。

小木曾教育指導課長 藤沢の支援教育について説明いたします。(資料参照)

「1 はじめに」では、本市においては、今まで「ともに学びともに育つ」という学校教育ふじさわビジョンに基づいて、「障がいの有無に関わらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導」を「特別支援教育」として行うとともに、本市「市政運営の総合指針 2016」に位置づけて対応してまいりました。しかし、「障がいのある児童生徒のみを対象とする教育」と捉えられることもあったため、これまでの「特別支援教育」の考え方を、「困りごとを抱える全ての児童生徒を対象とする」という、より大きな概念で捉える「支援教育」に改めるよう整理してまいりました。平成 27 年度より改訂される藤沢市教育振興基本計画の中に位置づけて推進していくとともに、学校、保護者、市民に対して広く周知を図っていくものです。

「2 支援教育に至る経過」では、本市においては、「一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育」に早々に取り組んでまいりました。特に、就学の猶予又は免除の扱いになっていた障がいのある児童生徒に、教育の機会を確保するため、昭和 37 年に知的障がいに対する市立養護学校としては、県内で 2 番目となる白浜養護学校を開校いたしました。その後は小学校・中学校に特別指導学級を、小学校に「ことばの教室」を順次設置してまいりました。平成 19 年に国が「すべての教育の場において、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行う」という考えのもと、「特殊教育」から「特別支援教育」へと方針を転換いたしました。平成 26 年 3 月には本市特別支援教育の充実のための方策について協議する「藤沢市特別支援教育協議会」から本市の特別支援教育の考え方は「支援教育」という名称にし、より大きな概念でとらえた方がよいという旨の提言を受けました。教育委員会といたしましては、平成 26 年 7 月に学校長、教員代表及び教育委員会各課代表の 11 名からなる「藤沢の支援教育検討委員会」を設置し、その中で学校の現状と課題を整理するとともに、「支援教育」の考え方の確認と具体的な支援方法について意見交換を行いました。また、「支

援教育」の内容について教職員や保護者に広く周知するために、リーフレットを作成することとし、その活用と周知の方法についても検討を行いました。

「3 藤沢の支援教育について」(資料2参照)

(1) 本市では、「ともに学びともに育つ」学校教育を目指し、障がいの「ある」「なし」に関わらず、すべての児童生徒に対して一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を行うことを理念として、これを「藤沢の支援教育」として推進してまいります。

(2) 支援の対象となる児童生徒については、「困っていませんか？」の記載にあるような、自分一人では解決できない困りごとを抱えるすべての児童生徒としております。

(3) 「学校全体で支援します」については、すべての児童生徒が笑顔で生活できるよう、学校全体で支援をしていきます。

具体的な手立てとしては、(3)-1の「校内支援体制を整えています」については、担任だけではなく、学校全体で該当児童生徒に適した支援の方法を話し合います。(3)-2の「学級の環境を整えています」については、担任は支援方針に基づき、「ともに学びともに育つ学級づくり」を目指し、一人ひとりに活躍の場がある温かい雰囲気学級のづくりに努めるとともに、授業に集中して取り組めるような、わかる授業づくりに取り組んでまいります。(3)-3「保護者と連携を図ります」については、保護者との情報を共有し、支援の方法をともに考えるなど、支援を進めてまいります。

続いて(4)「教育委員会の支援体制について」では、1点目の「学習環境を整えています」では、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた学習環境を整えること。2点目の「学校生活を支援します」では、スクールカウンセラー等の人的な支援を進めていくこと。3点目の「教職員研修を実施しています」では、児童生徒の様々な課題に対応できるよう、授業力の向上と専門性を高めるための研修を行うこと。4点目の「教育環境の質的な向上をめざします」では、誰もが使いやすい施設・設備の整備を進めていきます。

続いて、(5) 関係機関との連携では、各種の相談機関とそれらの役割や業務内容を掲載し、児童生徒や保護者、学校が困ったときに相談できるようにしております。また、「一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援」につきましては、本市教育委員会が設置しているさまざまな教育の場や、児童生徒、保護者等への直接的な支援となるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が行う支援内容を掲載しております。

次に、資料1にお戻りいただいて、「4 支援教育実施のための今後のスケジュール」は、4月の小中合同校長会において、藤沢の支援教育の考え方や学校での対応を説明するとともに、リーフレットを各学校へ送付し、全教職員と全家庭に配布し、周知を図ってまいります。5月には校内支援担当者会を開催し、藤沢の支援教育の考え方、進め方についての確認を行います。担当者はそれぞれの学校において、校内研修会などでリーフレットの内容について、解説書を使いながら説明し、周知を進めてまいります。7月末からは教職経験年数に応じて実施している研修会や担当者会の中で取り扱い、藤沢の支援教育を推進まいります。

井上委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員 リーフレットができたことによって、藤沢の支援教育が見やすく、わかりやすくなったことは、すばらしいと思います。資料2の中の番号の振り方が、左上が(3)-2で、右側の方に(3)-3、(3)-1となっておりますけれども、数字は順番に並んでいる方が見やすいのではないかと思います。このレイアウトは変えられないのでしょうか。

もう1つお願いしたいのは、スケジュールの中にリーフレットの配布が教職員・児童生徒の全家庭とありますが、就学前の幼稚園や保育園の年長さんであったりと、これから小学校に行くお子さんに悩みを持っている保護者もいらっしゃるかと思いますので、幼稚園や保育園等の年長にも配られると、さらに理解が深まるのではないかと思います。

小木曾教育指導課長 1点目の番号の順番について、(3)-2のところは学級的环境、わかる授業づくりと2つありますが、これは担任が頑張っていくということで、右側は家庭との連携と学校が頑張っていくということでの分け方をして、円でくくっています。見づらいところもありますので、その辺は工夫していきたいと思いますが、実際には保護者には番号のない形で配られます。今回、委員の皆様にはわかりやすくするために番号を振らせていただいております。

それから未就学児童への配布については、就学支援委員会等もありますので、そちらとも連携しながら配布できるよう考えていきたいと思っております。

関野委員 支援教育のパターンとしては、保護者が気づいているパターンと、学校の先生方が気づくパターンと様々あるかと思うのですが、学校の先生も保護者も気づかないで本人だけが悩んでいるパターンというのが、結構あるかと思っております。子どもたちのニーズの引き出し方を一生懸命考えていただいて、先生方に頑張っていただきたいと思っております。

小木曾教育指導課長 現場の先生方の子どもを見る力がとても大事になってくると思い

ます。そのための研修等も委員会の中に支援担当者会というような研修なども含めて、子どもの見立て方も研修の中に入れてきていますので、先生方にはそういったものを使っていただいて、ぜひ力をつけていただきます。やはり日ごろの寄り添うということがとても大事になってくると思いますので、寄り添う力を、校長先生をはじめ学校に発信していきたいと思っております。

吉田委員 先生方がよく子どもたちを見ている、コミュニケーションがよく取れていることも1つですけれども、もう一つ、専門家の目も必要で、そのために臨床心理士の資格を持っているスクールカウンセラーを派遣しています。スクールカウンセラーのところに、子どもたちが気楽に相談に行かれるような状況もつくれるといいと思っています。

井上委員長 教育の指導環境を整えるということも、子どもたちの笑顔に繋がると思います。

他にありませんか。

ないようですので、了承することにいたします。

×××

井上委員長 次に、(2) 中学校給食試行開始後のアンケート調査結果について、事務局の説明を求めます。

神尾教育部参事 昨年11月から善行中学校及び湘南台中学校の2校において試行を開始した中学校給食が3ヵ月が経過したことから、生徒、保護者及び教職員に対しアンケート調査を実施した調査結果について、資料に沿ってご説明申し上げます。(議案書参照)

今回のアンケート調査の目的は、中学校給食を試行する中で、様々な問題点や課題について広くご意見をいただき、改善が可能なものについては対応を図り、さらに多くの方からご利用いただけるよう、より良い中学校給食の構築を目指すものです。

実施状況及び調査内容は、記載のとおりです。昨年11月に実施した生徒へのアンケート調査結果では、両校合わせて1,065人から回答をいただき、回答率は94.3%となっております。アンケート結果の主な内容は、質問1の「中学校給食を利用したことがありますか。」については、「はい」が510人で全体の47.9%という結果でしたが、質問2の「今後、中学校給食を利用しようと思いますか。」については、559人、52.5%が「はい」と答えており、生徒の半数以上が利用を希望している結果となっております。これは、昨年7月に実施した試行前アンケートの利用希望者429人と比べ、約30%の増加となっております。この増加の理由については、質問3で「栄養のバランスがとれている」から、「バラエティ豊かな献立」だけ

ら、が上位を占めており、これは試行前アンケートの上位であった「おいしそうだから」、「弁当作りの負担を軽減したい」、から変化が見られました。このことについては、実際に給食を喫食したことや、献立表を見て、生徒の意識が変わったことが伺えます。また、「バラエティ豊かな献立だから」については、今後も工夫を重ね、生徒に喜ばれる献立を考えてまいります。

質問5の特に改善してほしい項目のトップに、温度があげられております。温かい汁物の提供は、本市の目玉であることから、その状況を検証した結果、配送用コンテナ内の汁物容器の個数により温度変化があることが判明いたしました。このことから、当初準備しました20個用の配送用コンテナのほかに、新たに10個用を用意し、注文数に応じてコンテナ内の空き空間を小さくすることで汁物の放熱を抑えて、温度が下がりにくい状態で配送できるようにいたしました。さらに、コンテナ用の保温剤を導入し、温かい汁物の提供ができるよう改善を図りました。改善後の温度変化については記載のとおりです。なお、温かい汁物の提供や配膳用キャリーの導入等の改善内容については、58ページをご参照願います。

改善項目の2番目に、「おかずの量を増やしてほしい」との意見が83.2%となっております。この内容について分析した結果、どの学年からも増量の希望がありますが、逆に女子は男子に比較して減量を希望する割合が高くなっている結果となっております。改善項目の3番目に、「ご飯の量を増やしてほしい」との意見が70.9%となっております。この内容について分析した結果、男子は約9割が増量を希望している反面、女子は約7割が減量を希望しており、男女差が明確に表れた結果となっております。いざにしましても、中学校給食は、量は小学校給食の1.2倍から1.3倍となっており、また、文部科学省の示す学校給食摂取基準に基づき栄養バランスのとれた献立を提供しているところです。なお、ご飯の増量については、各クラスに用意するお代わり用のご飯の数を調整することで改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、保護者からのアンケート結果ですが、両校合わせて463人から回答をいただき、回答率は41.0%となっております。アンケート結果の主な内容は、質問3の「今後、中学校給食を利用しようと思う」理由として、「お弁当作りの負担が軽減される」、「栄養のバランスがとれている」などが上位を占めており、これは試行前アンケートと同様の結果となっております。質問4の利用しない理由としては、「生徒が希望していない」、「献立が生徒の好みに合わない」などが上位を占めており、生徒の意見が大きく反映されていることが伺えます。

次に、教職員からのアンケート結果ですが、両校合わせて 47 人から回答をいただき、回答率は 74.6%となっております。アンケート結果の主な内容は、質問 1 の業務負担については、57.4%が「業務負担増となった」と回答しております。業務内容は、弁当の個数確認や予約状況確認などとなっており、短時間で処理ができるものであることから、教育活動への影響は少ないものと考えております。また、質問 3 では、学級担任の 7 割以上が、生徒が昼食時間内で食べ終わっていると回答しております。これは当初、配膳室まで生徒が取りに来ることを想定しておりましたが、校舎やクラスの配置などを考慮し、保温コンテナを 3 階や 4 階など、できるだけクラスの近くに配膳することで、生徒の配膳に要する負担軽減や喫食時間の確保を図るなど、各学校に合った配膳方法を取り入れたことによるものと考えております。今後も各学校の配置状況等を考慮し、教職員と連携を図り、最善の配膳方法を考えてまいります。

最後に、今回のアンケート結果から、生徒及び保護者からは概ね中学校給食について好評を得ているものと考えております。また、日課表へ与える影響も少ないことが確認できました。今後も利用者の皆様からのご意見、ご要望をしっかりと検証し、改善が可能なものについては随時対応を図り、多くの方からご利用いただけるよう、より良い中学校給食の構築を目指してまいります。なお、これらのアンケート調査結果を踏まえ、配送時間や配送ルート、配膳室の整備及び大規模校についての検証も必要であることから、新年度において試行校の拡大を図ってまいりたいと考えております。

井上委員長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員

56 ページの質問 4、「質問 2 で「いいえ」と回答した理由」の中で、「注文や受け取りが面倒」が 81 人というのは、これは決して少ない数字ではないですが、この辺の理由は何が原因と考えますか。

藤岡学校給食課課長補佐

81 人という数字は、保護者、生徒ともに「いいえ」と回答した理由の 2 番目と上位になっております。小学校の給食と比べると、小学校の給食は全員が食べる給食ですから、事前の注文が要りません。中学校給食は、給食を食べる生徒に関しますと、一工程が増えたかたちになりますので、そういった行為が面倒だと感じている生徒、保護者がいるのは確かであろうと思っております。それから、事前に予約をするというやり方を始めるにあたり、予約するためのお金は払ったけれども、注文の予約を忘れていたといったようなことで、大分混乱が見られたのは事実です。そのため、実際に給食を開始する直前に、再度予約の方法について周知を図る、予約が開始されて給食が始まった後も、再び保護者、生徒あてに利用

方法について周知を図るなどの対策を取らせていただきました。その結果、最近ではそういった問い合わせが学校給食課に寄せられることがなくなりましたので、この辺は慣れが関係しているかと考えております。

阪井委員 それから質問5で、「当日注文が可能になったら」利用するというのも数としては多いと思います。今、インフルエンザがはやっているけれども、注文していた子どもが欠席するというケースがあります。そうすると余ってしまったり、その反対に、当日にやはり欲しいとなることがあるかと思いますが、フレキシブルな対応というのはどのように考えていますか。

藤岡学校給食課課長補佐 事前に行いました保護者説明会でも、こうした意見はやはり多かったです。考え方としては、お弁当販売ではなく、あくまでも学校給食という考え方に基づいて実施しておりますので、小学校の給食と同じ考え方に基づいて実施をする中で、注文を事前に募って食材を業者に用意させているという状況から考えますと、当日ぎりぎりの注文は正直厳しい状況にあります。現在、6日前という形で締め切りを設けておりますが、生徒が休む場合は、事前に締め切ってしまうから、注文の取消し等はなかなか難しい状況ですけれども、弁当を用意しようとしていた保護者が、当日に体調不良等でお弁当を用意できないような場合については、学校の方に予備食という形で、何か事故があったときに対応できるような給食が必ず届いております。それを提供することができるようにという形で学校とも調整を図っておりますので、万が一お弁当を用意できないお子さんがいらした場合は、その旨を申し出れば、もちろん有償にはなりますが、提供させていただいておりますので、そうした対応もしております。

阪井委員 いろいろなことを事前に想定して準備をされていて、ありがとうございました。これからも子どもたちがおいしいと思うような給食をお願いいたします。

井上委員長 他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

×××

井上委員長 次に、(3)(仮称)ふじさわ宿交流館及び(仮称)藤澤浮世絵館の整備概要について、生涯学習部の説明を求めます。

松井生涯学習部参事 (仮称)ふじさわ宿交流館及び(仮称)藤澤浮世絵館の整備概要について、ご説明申し上げます。現在、整備を進めております両施設の基本設計がまとまりましたので、これまでの取組状況、施設概要及び今後のスケジュール(予定)について報告いたします。(議案書参照)

1.(仮称)ふじさわ宿交流館については、旧東海道藤沢宿の歴史を活かしたまちづくりの拠点施設となるよう整備を進めているところです。(1)

これまでの取組状況は、平成 26 年 6 月から地域での活動団体、近隣の町内会、商業、観光関係者等による「運営・活用についての意見交換会」を開催し、整備内容、活用方法等についての検討を行ってまいりました。この中で様々なご意見をいただき、施設の設計に反映してまいりました。ご意見の中で委員の皆様が異句同音におっしゃったことは、「外観は旧藤沢宿に相応しいものにすべき」といったご意見がございました。その他については記載のとおりです。

(2) 施設概要(別紙資料参照)は、1階平面図左部分の多目的ホールは、歴史散策やまちあるきの人たちの休憩場所や交流の拠点施設として、また、歴史講座や宿場寄席等のイベントの開催など、多目的に利用ができ、地域の活性化や賑わいを創出してまいります。郷土資料展示室は、絵図や藤沢宿の名物、旅の道具などを展示し、江戸時代の藤沢宿と東海道五十三次を中心に郷土の歴史を紹介したいと考えております。広場につきましては、朝市や地域のイベントなどに多目的ホールと一体で利用できるよう工夫をしており、また、災害時の一時避難場所としても利用できます。

右側の2階平面図では、2つの会議室は歴史散策やウォーキングの際の学習会や地域の活動団体、町内会などの会議、集会に利用し、パーティションを設けることで多様な使用が可能となっております。

2ページ、上段は南側から見た立面図で、右側の2階建ての部分は蔵をモチーフにしたもので、左側は町屋風にして旧東海道藤沢宿街並み景勝地区の拠点施設にふさわしい概観にしつらえております。下段は西側からの立面図です。

議案書にお戻りいただき、(3)今後のスケジュールは、平成 28 年 4 月に供用開始を予定しております。

続きまして、2.(仮称)藤澤浮世絵館については、本市がこれまでに収集してまいりました、浮世絵をはじめとする郷土歴史に関連した各種資料を見ていただく場を提供するために整備を進めております。(1)これまでの取組状況では、平成 26 年 5 月に設置しました「(仮称)藤澤浮世絵館活用検討会議」におきまして、浮世絵の専門家や学校関係者、地域の方から施設の整備内容、運営・活用等についてご意見をいただき、設計等に反映してまいりました。ご意見の中には「浮世絵以外の本市の歴史資料も活用しては」といったことや、「浮世絵を通じて日本の文化を知ってもらうことが大切」、その他様々なご意見をいただいております。

(2) 施設概要(別紙資料参照)につきましては、先ほどと同様、別紙資料 3 ページは、同施設の平面図で、上部が東側になります。中央にエレベーターが 2 基ありまして、エレベーターを降りたところのアイストップ、

要するに正面の壁面に導入グラフィックで来館者をお迎えし、ここから浮世絵の世界へ誘ってまいります。中央廊下を右に進んで、上下の矢印のところが入り口となっています。入口を入り、受付横から展示室となっております。展示室には5つのコーナーがあります。受付上の導入部の「浮世絵解説コーナー」では、浮世絵についてわかりやすい解説を行い、続いて「東海道五十三次コーナー」では、東海道五十三次の連作浮世絵や双六を入れ替えながら展示することにより、何度も足を運んでいただける展示にしたいと考えております。「藤沢宿コーナー」では藤沢宿を描いた浮世絵や絵図などを映像化し、アニメや効果音などを加え、より興味深く見ていただけるよう工夫をして、藤沢市の歴史や伝説について紹介することとしています。「江の島コーナー」では、江の島を描いている浮世絵を中心に信仰の島、行楽地として多くの人々が訪れた江の島の姿をさまざまな資料を用いて解説いたします。「企画展示室」では、テーマ設定による企画を通して模様替えごとに来館していただけるように努めてまいりたいと考えております。4ページは、全体をわかりやすく描いた俯瞰図となっております。

次に、(3) 今後のスケジュール(予定)は、記載のとおりですが、来年4月に開設いたしまして、準備の都合上7月に供用開始を予定しております。

井上委員長

生涯学習部の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、了承することいたします。

以上で、本日、予定しました公開で審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますか。

井上委員長

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。3月18日(水)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階第1会議室において開催ということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長

それでは、次回の定例会は3月18日(水)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午前10時47分 休憩